

事務事業名

地域活力創造事業

別添資料（該当するものに●）

- ☐ 位置図（施設の場所、作業場所など）
- ☐ パンフレット
- ☒ 国や県等が出している参考資料
- ☒ 独自に作成した概要説明資料
- ☐ 関連事業・類似事業の事務事業評価シート
- ☐ その他

- ☐ 特になし

参考データ（該当するものに●）

- ☒ 伊予市ホームページ

検索ワード

- ☐ その他参考となるホームページ

検索ワード

地域おこし協力隊推進要綱

平成25年3月29日（総行令第56号）	制定
平成26年12月3日（総行令第7号）	一部改正
平成29年3月24日（総行令第232号）	一部改正
平成29年7月2日（総行令第123号）	一部改正
平成30年3月2日（総行令第178号）	一部改正
平成31年3月27日（総行令第76号）	一部改正
令和2年4月1日（総行令第69号）	一部改正
令和2年8月6日（総行令第149号）	一部改正
令和3年3月31日（総行令第77号）	一部改正
令和4年3月16日（総行令第64号）	一部改正
令和5年4月4日（総行令第96号）	一部改正
令和6年3月22日（総行令第110号）	一部改正

第1 趣旨

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっている。

一方、生活の質や豊かさへの志向の高まりを背景として、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することや地域社会へ貢献することについて、いわゆる「団塊の世代」のみならず、若年層を含め、都市住民のニーズが高まっていることが指摘されるようになっている。

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化にも資する取組であり、有効な方策と考えられる。

このようなことを踏まえ、総務省として、第2以下に掲げる取組（以下「地域おこし協力隊」という。）の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組について、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う。

（1）地域おこし協力隊員

地域おこし協力隊員は、おおむね1年以上3年以下の期間、地方自治体の委嘱を受け、地域で生活し、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事する者をいう。

（2）地方自治体

地方自治体は、設置要綱等を策定した上で広報・募集等を行い、地域おこし協力隊員とする者を決定し、当該者を地域おこし協力隊員として委嘱し地域協力活動に従事させる。また、事業実施にあたっては、全国的な地域づくり推進組織、NPO法人や大学等と連携することが望ましい。

（3）総務省

総務省は、地域おこし協力隊の推進に取り組む地方自治体に対して、別添のとおり必要な財政上の措置を行うほか、都市住民の受入れの先進事例・優良事例の調査や、これらの事例の地方自治体への情報提供等を行う。

第3 対象

（1）「地域おこし協力隊員」

この要綱における「地域おこし協力隊員」とは、以下に該当する者をいう。

- ① 地方自治体から、委嘱状の交付等による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者であること。
- ② ①の委嘱に当たり、地方自治体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表していること。
- ③ 地域協力活動を行う期間は、おおむね1年以上3年以下であること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動を行えなかった隊員（令和元年度から3年度までに任用された者に限る。）が、3年を超えて地域協力活動を行うことを希望し、地方自治体が活動期間の延長が必要と認められた場合には、令和元年度から2年度までに任用された者については2年を上限として延長（最長5年）、令和3年度に任用された者については1年を上限として延長（最長4年）することができることとする。

- ④ 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を異動させた者であること。したがって、同一市町村内において異動した者及び委嘱を受ける前に既に当該地域に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）については、原則として含まないものであること。ただし、「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域における活動2年以上、かつ解雇1年以内）、指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した者（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内）又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録さ

れていない者で、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を異動させた者は含めることとする。

なお、委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することと差し支えない。

(2) 「地域協力活動」

この要綱における「地域協力活動」とは、地域力の維持・強化に資する活動をいい、おおむねおおむねに例示するものとするが、その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものである。

(地域協力活動の例)

- ・ 地域おこしの支援（地域行事やイベントの応援、伝統芸能や祭の復活、地域ブランドや地域産品の開発・販売・プロモーション、空き店舗活用など商店街活性化、都市との交流事業・教育交流事業の応援、移住者受け入れ促進、地域メディアなどを使った情報発信 等）
- ・ 農林漁業従事（農作業支援、耕作放棄地再生、畜産業支援 等）
- ・ 水源保全・監視活動（水源地の整備・清掃活動 等）
- ・ 環境保全活動（不法投棄パトロール、道路の清掃 等）
- ・ 住民の生活支援（見守りサービス、通院・買物のサポート、デジタルデバйд対策 等）
- ・ スポーツ・文化に関する活動（スポーツ・文化ツーリズム等を通じた地域の活性化、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行や地域スポーツ・文化芸術環境の整備・実技指導、文化財の保存・活用 等）
- ・ 歴史的な地域づくりの推進（地域の計画策定支援、再エネ事業の普及啓発、バイオマス施設などの保守 等）
- ・ その他（健康づくり支援、野生鳥獣の保護管理、有形民俗資料保存、婚活イベント開催 等）

第4 「地域おこし協力隊」の推進のための施策

「第2 事業概要」に定めるもののほか、以下の「地域おこし協力隊」の推進のための施策についても、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う。

(1) 「おためし地域おこし協力隊」

この要綱における「おためし地域おこし協力隊」とは、地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間、地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図る取組をいう。

「地域おこし協力隊」とは異なり、おためし地域おこし協力隊参加者の住所等の要件は定めていないが、本プログラムの趣旨を十分留意の上、運用されたい。

(2) 「地域おこし協力隊インターン」

この要綱における「地域おこし協力隊インターン」とは、隊員希望者が2週間以上3ヶ月以下の期間、実際の地域おこし協力隊の業務に従事することを通じ地域おこし協力隊本体への応募などにつなげる取組をいう。

なお、地域おこし協力隊インターンを運用する上での留意点は以下のとおりである。

- ① インターン参加者は、地方自治体から、委嘱状の交付等による委嘱を受け、2週間以上3ヶ月以下の期間、実際の地域おこし協力隊の業務に従事すること。
- ② ①の委嘱に当たり、地方自治体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表していること。
- ③ インターン参加者は、インターン参加に当たって、3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に滞在する者であること。したがって、同一市町村内において既に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）については、含まないものであること。ただし、「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域における活動2年以上、かつ解雇1年以内）、又は語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した者（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内）又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者で、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移した者は含めることとする。
- ④ 住民票の異動は要しないこと（住民票の異動を妨げるものではない。）。

第5 その他事業推進にあたっての留意事項

(1) 地方自治体は、地域おこし協力隊員の募集・採用に当たっては、地方公務員法第13条の平等取扱いの原則等を踏まえ、年齢や性別にかかわらず均等な機会を与える必要があること。

(2) 地方自治体は、地域おこし協力隊員の活動が円滑に実施されるよう、複数人の受け入れを同時に行うとともに、地域おこし協力隊員が地域協力活動を終了した後も定住・定着できるよう地域おこし協力隊員に対する生活支援・就職支援等を同時に進めることが望ましいこと。

(3) 地方自治体は、地域おこし協力隊員の意向を尊重し、関係する各機関や住民等とも必要な調整等を行ったうえ、あらかじめ地域協力活動の年間プログラムを作成し、地域協力活動の全体をコーディネートするなど、責任をもって地域おこし協力隊員を受け入れること。

(4) 地方自治体は、初任者向けの研修や任期終了間近の隊員向けの研修を実施し、地域おこし協力隊員に対して必要な説明をすることともに、地域おこし協力隊員の活動内容等を広く地域住民等の関係者に理解してもらう取組を積極的に行うなど、必要な配慮を行うこと。また、総務省や都道府県が実施する研修への積極的な参加を促すこと。

(5) 地方自治体は、地域おこし協力隊員の活動状況を把握し、地域おこし協力隊員の活動が地域力の維持・強化につながっているか、地域おこし協力隊員が地域の中でどのような役割を果たしているかを定期的に確認すること。また、地域と地域おこし協力隊員との間に問題が生じている場合は、問題に至るプロセスを関係者間で共有しながら、問題解決に向けた調整に努めること。さらに、総務省や都道府県が実施する自治体職員向けの研修を積極的に受講することともに、自治体内部での組織間の連携を密にすることにより、適切なサポート体制を確保すること。

(6) 地域おこし協力隊が、住民との信頼関係を築きつつ、地域協力活動に従事し、地域への定住・定着を図る取組であることにかんがみ、服務規律、活動規律の確保を十分に図る必要があること。

(7) 地域おこし協力隊は、地方自治体が自主的・主体的に取り組むものであり、総務省はその取組実績を事後的に調査のうえ財政上の措置を講じるものであること。したがって、国に対する事前の申請等の特段の行為を要しないものであること。

(別添)

「地域おこし協力隊」の推進に向けた財政措置について

1. 都道府県又は市町村の取組に対する財政措置

地方自治体が、本要綱に基づき地域おこし協力隊に取り組み、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

(1) 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費

地域おこし協力隊員の募集等については、地域おこし協力隊員を募集する地方自治体あたり300万円を上限とする。

【必要経費の例】

- ・地域おこし協力隊経験者や地域おこし協力隊員を支援する団体等から募集案件の企画についてアドバイスを受ける経費
- ・民間求人サイトを活用したPRに要する経費
- ・都市部における募集・PR費
- ・現地説明会や体験的な地域おこし活動に要する経費（現地までの往復に要する参加者の旅費は除く）
- ・職員旅費
- ・各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費

(2) おためし地域おこし協力隊の実施に要する経費

住民との交流を含む、2泊3日以上地域協力活動の体験プログラム（おためし地域おこし協力隊）に要する経費については、この取組を実施する地方自治体あたり100万円を上限とする。

【必要経費の例】

- ・都市部における募集・PR費
- ・地域協力活動の体験プログラムに要する経費（現地までの往復に要する参加者の旅費は除く）
- ・職員旅費
- ・各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費

(3) 地域おこし協力隊インターンの実施に要する経費

- ① 地域おこし協力隊インタウンのプログラム作成等に要する経費については、この成組を実施する地方自治体あたり１００万円を上限とする。

【必要経費の例】

- ・都市部における募集・PR費
- ・インタウンのプログラム作成等に要する経費（現地までの往復に要する参加者の旅費は除く）
- ・職員旅費
- ・各種コミュニケーションを実施するNPO法人等に対する委託費

等

- ② 地域おこし協力隊インタウン参加者の活動に要する経費については、地域おこし協力隊インタウン参加者１人・１活動日あたり１．２万円を上限とする。

【必要経費の例】

- ・報償費等
- ・住居、活動用車両の借上費
- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具・消耗品等に要する経費

等

- (4) 地域おこし協力隊員の活動に要する経費

地域おこし協力隊員の活動に要する経費については地域おこし協力隊員１人あたり５２０万円を上限（うち報償費等については３２０万円を上限、報償費等以外の活動に要する経費については２００万円を上限）とする。

ただし、各地方自治体が特定の地域協力活動を遂行するにあたって、特に専門性の高いスキルや豊富な社会経験を積んだ人材（高度専門人材）が必要不可欠な場合に限り、当該地域協力活動に必要不可欠な当該高度専門人材である地域おこし協力隊員については、報償費等について４２０万円を上限とする。また、辺地等の著しく交通条件等の悪い不便な地域における地域協力活動に従事する地域おこし協力隊員については、報償費等については３７０万円を上限とする。これらの場合においても、地域おこし協力隊員１人あたり５２０万円を上限とする。

なお、年度の中途から地域おこし協力隊員を任用する場合にあっては、任用を開始した日を基準日として月割・日割により計算した額を上限額とし、年度の中途で地域おこし協力隊員が任期終了する場合には、任期を終了した日を基準日として月割・日割により計算した額を上限額とする。

【必要経費の例】

- ・報償費等（期末手当等の各種手当を含む。）
- ・住居、活動用車両の借上費
- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具・消耗品等に要する経費
- ・関係者間の調整・住民や関係者との意見交換会・活動報告会等に要する経費
- ・隊員の研修に要する経費
- ・定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費
- ・定住に向けて必要となる環境整備に要する経費
- ・外部アドバイザーの招へいに要する経費

等

【育児等に係る活動中断期間の取扱い】

- ・地域おこし協力隊員が産前産後又は育児のために地域協力活動を中断する期間（以下「育児等に係る活動中断期間」という。）が生じた場合（すでに育児等に係る活動中断期間が生じている場合を含む。）、育児等に係る活動中断期間を除いた１年以上３年以下の期間を財政措置の対象となる期間とする。

- ・財政措置の対象となる期間から除く育児等に係る活動中断期間は、最長１年間とする。

- (5) 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費

地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費については、この取組を実施する地方自治体（市町村）に限る。）あたり２００万円を上限とする。

【必要経費の例】

次の取組に係る地域おこし協力隊経験者や地域おこし協力隊員を支援する団体等に委託する経費等を対象とする。

- ・現役隊員の活動や生活に関する日々の相談業務
- ・現役隊員と地域住民とのつながりづくり
- ・現役隊員向けの研修会の企画・運営

等

- (6) 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費

地域おこし協力隊員の任期２年日から任期終了後１年以内に地域おこし協力隊員としての活動地と同一市町村内で起業する者又は事業を引き継ぐ者の起業・事業承継に要する経費については、当該者１人あたり１００万円を上限とする。

【必要経費の例】

- ・設備費、備品費、土地・建物賃借費
- ・法人登記に要する経費
- ・知的財産登録に要する経費
- ・マーケティングに要する経費
- ・技術指導受入れに要する経費

等

- (7) 隊員としての任期を終了した者が引き続き定住するための空き家の改修に要する経費
- 隊員としての任期を終了した者が引き続き活動地と同 市町村内で定住する際、当該隊員の住居とするための空き家の改修に要する経費については、特別交付税措置の対象とする（措置率0.5）。

2. 都道府県の取組に対する財政措置

- (1) 地域おこし協力隊向けの研修等に要する経費

都道府県が実施する地域おこし協力隊向けの研修等に要する経費については、普通交付税措置を講じることとしている。

- (2) 地域おこし協力隊経験者を活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費

都道府県が実施する地域おこし協力隊経験者を活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費については、普通交付税措置を講じることとしている。

- (3) 外国人の地域おこし協力隊の採用促進に要する経費

JETプログラム参加者等の外国人住民に対し、地域おこし協力隊の理解を深め、採用につなげる取組に要する経費については、この取組を実施する道府県あたり200万円を上限に特別交付税措置を講じることとしている。

【必要経費の例】

- ・資料翻訳費、通訳費
- ・募集・PR費
- ・会場の借上費
- ・視察先への移動費・諸謝金等
- ・地域おこし協力隊への関心調査費

等

- (4) 外国人の地域おこし協力隊員のサポートに要する経費
- 外国人の地域おこし協力隊員に必要なサポートに要する経費については、この取組を実施する道府県あたり100万円を上限に特別交付税措置を講じることとしている。

【必要経費の例】

- ・資料翻訳費、通訳費
- ・道府県内の地方自治体や外国人隊員への研修に要する経費
- ・道府県内の他の外国人隊員との交流に要する経費

等

過疎地域等における集落対策の推進要綱

平成25年3月29日（総行定第57号、総行人第8号、総行過第11号）制定
平成29年3月24日（総行定第123号）一部改正
平成29年6月8日（総行過第79号）一部改正
令和2年3月24日（総行過第36号）一部改正
令和3年4月1日（総行過第19号）一部改正
令和4年3月22日（総行過第20号）一部改正
令和5年4月12日（総行過第27号）一部改正
令和6年3月28日（総行過第21号）一部改正

第1 趣旨

過疎地域等に所在する集落の多くにおいては、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などが重大な問題となっている。

このような集落が直面する問題に対処するためには、集落の住民が集落の問題を自らの課題として捉え、地方公共団体が集落の状況に十分な目配りをした上で施策を実施していくことが大切だと考えられる。

このようなことを踏まえ、総務省として、以下に掲げる取組の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

過疎問題懇談会の「過疎地域等の集落対策についての提言」（平成20年4月）及び「過疎地域等における集落対策のあり方についての提言」（平成29年3月）を踏まえ、地方公共団体が、以下に掲げる取組を行うことができるよう、総務省として必要な支援を行う。

(1) 集落対策

① 集落点検の実施

集落点検は、地方公共団体が地域の実情を把握すること、及び集落の住民自身が集落の現状と課題について見つけ直し、集落の問題を自らの課題として捉えることを目指し、人口・世帯の動向、医療・福祉サービスの受給状況や生活物資の調達の便などの生活環境、清掃活動や雪処理などにおける集落内の支え合いの状況、農地・山林・公共施設などの管理状況、集落の有形・無形の地域資源、他の集落との協力の可能性などについて地域を巡って調べ、分か

りやすく整理する活動を行う。

点検項目については、集落点検チェックシート（別紙）を参考例として、地域の実情に応じ柔軟に設定することが適当である。また、必要に応じて住民アンケートを実施することも有効である。

② 集落のあり方に関する話し合いの促進

集落のあり方に関する話し合いの促進とは、集落点検の結果を活用し、住民同士や住民と地方公共団体の間で、集落の現状や課題、あるべき姿等について話し合いを促進することをいう。話し合いの場においては、集落の現状や課題、将来的なあるべき姿などについて、住民同士や住民と地方公共団体の間で理解を深め、共通認識の形成を図ることを目指すことが望ましい。

③ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

集落点検や集落のあり方に関する話し合いを通じ必要と認められる集落の維持、活性化対策については、住民と地方公共団体の強力なパートナーシップのもと、積極的な実施を図ることが期待される。

(2) 集落支援員の設置

地方公共団体が地域の将来を展望し、集落対策を講ずる上で、地域住民の現状や地域の実情を把握することが重要である。このためには、地域で核となる人材との連携が有効であることから、地方公共団体の委嘱を受けて、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士・住民と地方公共団体の話し合いに従事する者を集落支援員とし、地方公共団体が地域の実情に応じて設置できるものとする。

また、地方公共団体は、集落点検の実施や集落のあり方に関する話し合いを通じ必要と認められる地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策についても、集落支援員を活用することができるほか、集落支援員を地域運営組織の事務局機能を担う中核的な人材とするなど、集落の暮らしを支える事業やサービスの担い手とすることや、移住者を地域に受け入れる仲介役とすることができるものとする。

第3 関係機関の役割

集落対策について、市町村、都道府県、総務省それぞれに以下の役割を期待するものである。

(1) 市町村の役割

市町村は、地域住民の現状や地域の実情を把握し、集落対策の方針を示す。集落支援員を活用して集落の実態把握を行う場合は、集落支援員の果たすべき役割、職務内容等を明確化して委嘱する。加えて、集落支援員同士が役割や課

題を共有できるよう、集落支援員が集まる場を設けることが望ましい。また、集落支援員から市町村への活動の報告手段、報告内容等を定め、十分に連携を図り、集落支援員からの報告を参考にしつつ、課題に対応する施策の方向性を検討する。

(2) 都道府県の役割

都道府県は、広域自治体として、市町村が実効的な集落対策を円滑に展開できるよう、国の制度と市町村の現場を総合的にコーディネートする。また、市町村に対し、先進事例等の紹介、活用可能な制度の情報提供を行うことや、広域で集落支援員や地域おこし協力隊員等の地域づくり活動に取り組む人材を集めた情報交換会を開催することが望ましい。

(3) 総務省の役割

総務省は、集落対策に取り組む地方公共団体に対して、別添のとおり必要な財政上の措置を行うほか、先進事例・優良事例の調査や、これらの事例の地方公共団体への情報提供等を行う。

第4 集落支援員の設置等に対する総務省の地方財政措置

地方公共団体が行う集落支援員の設置や活動への支援に対し、総務省が財政上の措置を行うに当たっては、以下の事項を満たしていることを条件とする。

- ① 集落支援員は、地方公共団体から委嘱を受け、集落点検、集落のあり方に関する話し合いの促進を常務に行い、その結果を地方公共団体と共有する者であること。
- ② 集落支援員の委嘱の方法は、会計年度任用職員としての任用又は委託契約の締結による任用（自治会長等が集落支援員を兼務する場合には、委託状況の交付等により委嘱する場合を含む。）が想定される。なお、特別職としての任用は、集落支援員にはなじまないものであること。
- ③ ②の委嘱に当たり、地方公共団体は、集落支援員の果たすべき役割や職務内容等を委嘱状や設置要綱等において明確化していること。
- ④ ②の委嘱に当たり、あらかじめ最低限必要な報告内容、報告手段、報告回数等を定めておき、地方公共団体と十分な連携がはかられていること。
- ⑤ 行政経験者、農業委員・普及指導員など農業関係業務の経験者、経営指導員、経験者、NPO関係者、元郵便局員、元地域おこし協力隊員など、地域の実情に詳しい身近な人材を活用することが望ましい。ただし、地域の実情に応じ、当該市町村外の人材を雇用することも差し支えない。

なお、委嘱の期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することとで差し

支えない。

第5 その他集落対策における留意点について 集落対策の推進に当たり、以下の点について留意が必要である。

(1) 「集落」の捉え方

集落対策を講ずる際の基本単位としては、地域の実情に応じ、施策を実施・検討する場合に最もふさわしい「基本的な地域単位」を柔軟に設定して差し支えない。設定の例としては、①いわゆる集落、常会、組、②行政区、町内、大字、字、③地域協議会、地域振興会、④小学校区など、最も適切な地域単位を対象とすることが適当であり、必ずしも行政区を対象とする必要はない。

(2) 集落対策を実施すべき対象

集落対策は、過疎地域の持続的発展の支援に關する特別措置法（令和3年法律第19号）に規定する過疎地域などの条件不利地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上であるなどの特定の集落に限定することなく、各地方公共団体が積極的に取り組むことが望ましい。ただし、都市地域等の国勢調査における人口集中地区については、特別交付税による措置の対象とならない。

(3) 集落支援員の服務規律、活動規律の確保

集落支援員が、住民との信頼関係を築きつつ、集落点検の実施や集落のあり方に関する住民同士や住民と地方公共団体の話し合いなどに従事する者であることに鑑み、服務規律、活動規律の確保を十分に図る必要がある。

(別添)

過疎地域等における集落対策推進に向けた財政措置について

地方公共団体が、本要綱に基つき集落対策に取り組み場合の財政措置については、集落支援員を活用する場合、集落支援員一人当たり４８５万円を上限として特別交付税措置を講ずることとしている。(都道府県が管内市町村を対象としてモデル的に事業を行う場合や、市町村に補助金・交付金を支出する場合を含む。)ただし、自治会長等が集落支援員を兼務する場合(集落支援員としての活動に従事する時間が一週当たり１５時間３０分以上である旨を地方公共団体の設置要綱等に規定して委嘱する場合を除く。)等においては、４０万円を上限とする。

(１) 集落支援員の設置に要する経費

集落点検や、集落のあり方に関する話し合い、地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策を推進するため、行政経験者、農業委員など農業関係業務の経験者、NPO関係者など地域の実情に詳しい身近な人材などを活用して集落支援員を設置するための報酬費等の経費。

(２) 集落点検の実施に要する経費

集落における①人口・世帯の動向、②医療・福祉サービスの受給状況や生活物資の調達の便などの生活環境、③清掃活動や雪処理などにおける集落内での支え合いの状況、④農地・山林・公共施設などの管理状況、⑤集落の有形・無形の地域資源、⑥他の集落との協力の可能性など、チェックシートの活用等により、現状を幅広く把握するための経費。

- ・集落点検経費(点検項目検討費、点検・アンケート票印刷代、調査委託費)
- (集落が自ら点検を実施し、地方公共団体がこれに対し補助金・交付金を支出する場合を含む。)

(３) 集落のあり方に関する話し合いの実施に要する経費

住民同士や住民と地方公共団体の間での集落の現状、課題、あるべき姿等についての「話し合い」を行うための経費。

- ・「話し合い」の運営費(資料印刷代、集落支援員や外部有識者など話し合いのコーディネーターの謝金・旅費)

(４) 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具・消耗品等に要する経費
- ・関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費
- ・集落支援員の研修受講に要する経費
- ・地域住民との交流や地域おこしに資する取組に要する経費
- ・外部アドバイザーの招へいに係る経費

等

令和5年度着任の地域おこし協力隊員(地域創生課)

1.上田沙耶（うえだ さや）



- 着任日：令和2年4月1日
- 退任日：令和5年12月31日
- 前住所：神奈川県横浜

• 主な活動内容：食をテーマにした地域活性化活動、コミュニティ支援など

2.山田祐大（やまだ ゆうだい）



- 着任日：令和5年4月1日
- 前住所：大阪府東大阪市
- 主な活動内容：関係人口の創出
- 一言コメント

「都会にはない伊予市の豊かな自然を満喫しながら、たくさんの方と楽しく活

動していきたいと思っています。皆様よろしくお願ひします。」

3.玉川裕基（たまがわ ゆうき）



- 着任日：令和5年5月1日
- 前住所：兵庫県加古川市
- 主な活動内容：シティプロモーション
- 一言コメント

「ひとりでも多くの方に伊予市のことを知っていただけるように、伊予市の魅

力を伝えていきます！よろしくお願ひします！」

2023 年度 活動報告

担当地域： 双海地域
活動内容： 食をテーマにした地域活性化活動など
上 田 沙 耶

1. 東日本への出張（4月）

- ・ 廣町（さかいまちづくり公社）

ふるさと納税を中心に大きな売上をあげる地域商社。「最先端を体験できるまち」というジャッパフーズで、半年前に訪れた時に新たなハードがどんどん出来上がっていた。（人1サーフィン場など）
ふるさと納税で売上を作るための考え方や、そのように外資を稼げばできること、そのお金の使いかた（行政主体の）などとても勉強になった。



- ・ 黒磯（バターのいとし）

宮本吾一さん：酪農の町で、牛乳からバターを作る際に出る副産物（ほぼ価値がつかなかった）に価値を出すべく、美味しい新鋭菓を開発。サマンサタバサの社長に目をつけられ、一気に販路を開拓。羽田空港や百貨店などに進出し、テレビなどメディアにも度々取り上げられ人気止まらない。また、10億円かけ、黒磯の山を開墾して村を作る。100人以上が常に稼働する大工場を新設し、商業施設も運営。黒磯の新観光スポットを作り上げる。

これらをたった1代、しかも若くして成し遂げているスピード感や、市場を作り出す新商品の企画力などに感服。我々がまだ市場を作るほどの商品を、町の木利用品を活用して作れていないため、その考え方や販路開拓のストーリーなど拡大戦略についてお話を聞いた。



- ・ 岩手県紫波町（オガール）

まちづくりの成功事例として有名な「オガールプロジェクト」を視察。

キーマン：岡崎 正信さん（オガール代表取締役社長）
<https://www.projectdesign.jp/202008/area-iwate/008124.php>

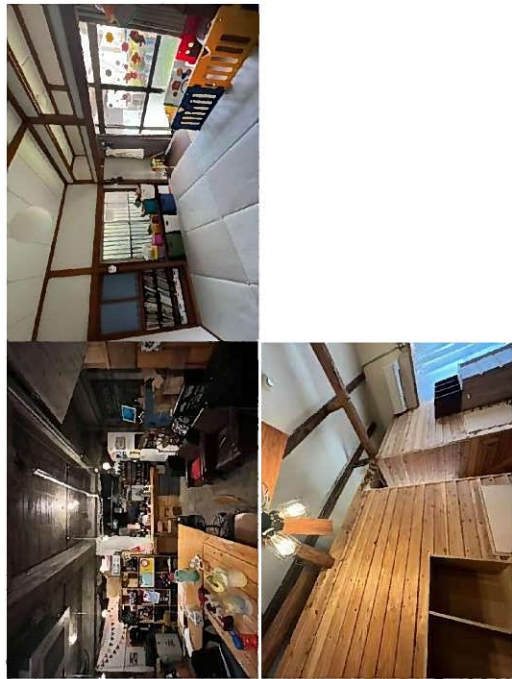
小川翔太さん：紫波町内で、焼肉屋などを経営。紫波町庁舎を銭湯にリニューアルして営業開始。遊休公共施設を民間が魅力をつけて運営していくことなどのメゾット、経験談を教えていただいた。

南條亜依さん：元インターン先の先輩。紫波町に地域おこし協力隊として移住、コーヒースタンドや古道具屋など、空き家を活用したコンテンツ開発・エリアブランディングに着手。DIYも行う。



・気仙沼ゲストハウス架け橋

私がゲストハウスをやりたいと思ったきっかけの宿。NPO法人Cloud Japanが営む。総務省が進める「ふるさとワーキングホリデー」なども活用し、常に若者が気仙沼に訪れ、長期滞在していて賑わいもあった。いろんな繋がり生まれ、震災の経験を伝えたり、関係人口になったり。東京での出張架け橋MTCでは、50人ほどの若者が集まるなど、その広がりやそれを顕在化して継続的繋がりを作ること、NPOとしてのまちづくりのあり方など、様々なTIPsが大変勉強になった。



空き家を活用した託児所やシェアハウス、Co-lba（コワーキングスペース）

2. お中元（5月～7月）・お歳暮（10～12月）



昨年続き、双海町産の産品を集めてお中元やお歳暮メニューを企画、発送した。毎年、親戚や知人に、「双海を紹介できるから」「はもが美味しいって喜んでくれる」とご愛顧いただいている。

3. 空き家DIY

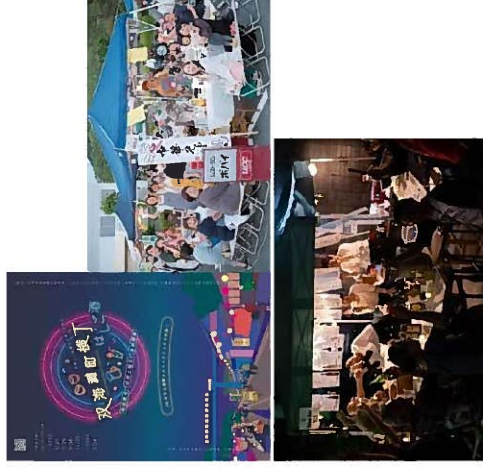


空き家を3軒借り受け、活用方法を模索。市外の観光客などが双海町内で滞在できる拠点を作るべく、まずは使えない床をはがして張り替えたり、大掃除をしたりした。

1年間大學生がインターンにきて住みこんでくれたりする拠点として活用した。

4. 双海灘町横丁はしご酒

(EOPR 令和5年度地域づくり活動アシスト事業助成金 採択事業)



5. ジュース・ジャム製造

双海町産の柑橘を農家さんから仕入れ、ジュースやジャムを企画・製造した。

2023年度は180mlのジュースを3種類（いよかん、マドナナ、甘平）720mlジュース（Coucher du soleil/グシュドソレイユ）マドナナ、ボンガンマドナナジャム、甘平ジャム、キウイジャム



*ジャムは、レブ松山byベッセルホテルズ・みずほ銀行本社社食などで取り扱って
いただいている。

ジュースは、道の駅や東京のコミュニティスペースなどに置いていただいている。

6. ローカルベンチャーラボ

東京出張 各地域で頑張るプレーヤーと横の繋がりを作りつつ、先をいくメンタ
ーがつき、テーマごととにゼミを持って半年間伴奏してくれるプログラム。

「食のまちづくりとユリアブランディング」、「資源の入り口から出口までをデザイ
ン」の2つのゼミに入って事業相談や視察研修などを行った。

<https://localventures.jp/voice/hofikws>

7. ワークেশョンプログラム対応

伊予市が受け入れていたワークショップについて、そのプログラムづくりや当日
の案内などのコーディネートについて考えた。今後独立後は、旅行業の資格も活用
して、このようなプログラムを作って自治体や企業なども取り込みたいと新
たなアイデアとなった。



8-1. 四万十ドラマフィールドワーク

数十年前から取り組まれている、地域商社の最先進地に視察研修。畦地代表のこ
れまでの経験やこれからの取り組みなどを聞かせていただき、実際に現場を見た上
で、我々の自分の町での活動内容やプランもブレゼン。私は独立後に地成総合商社
として取り組んでいきたい旨を熱く語り、畦地さんから、「双海は夕日という強
い資源があるし、ポテンシャルがある。いける！」とお墨付きをいただいた。今
後、畦地さんとも連携しながら、双海でも地域商社としての役割を果たしていける
よう力をつけていきたい。



8-2. 道の駅とおわ実地研修

道の駅ふたみの魅力向上、運営受託への可能性として知見を広げるため、実際に道の駅の店頭に立ち寄らせていただき、数日間、運営について学んだ。顧客の動き、商品陳列のコツ、運営の際のいちんなノウハウを教えてください、大変今後につながる時間となった。

南予中心に道の駅の駅長さんにもご紹介いただき、ご挨拶させていただいた。



9. 東京出張 尾山台納涼祭での出店



10. 地域限定旅行業取扱責任者 資格取得 (9月)

2023 年度 活動報告

担当地域：伊予市全域

活動内容：関係人口の創出

山田 祐 大

●地域を知る活動

最もゆかりも無い土地で通を覚えるところからのスタート、地域ごとにどんな活動を行っていてどんな人達が住んでいるのか、地域活動やボランティア活動への参加を通して知り、自分との関係性を作る取り組み。

移住フェアでの説明に役立つ取り組みになりました。



勝栗御守り製作



ひまわりの種植え



整地区意見交換会



盆踊り手芸い



桜の植樹



健康体操とムクナ豆説明会



柚子胡椒づくり



ピワ収穫体験

●移住フェア・移住ツアーへの参加

東京・大阪で移住に興味のある方を対象に行われるフェアに参加、移住者視点での伊予市のPRを行い知ってもらい移住に繋げる。



移住相談風景



他地域協力隊仲間との一コマ



移住体験ツアー



会場風景

●農を通した活動

地域に眠る耕作放棄地を活用し、JICA グローバルプログラム研修生や伊予農業高校生と連携しながらあまり流通していない珍しい「ムクナ豆」を栽培。



集落支援員さんに教わりながら竹で棚を作る



伊予農業高校生現地見学



ムクナ豆の花



高校生との交流の様子



JICA グローバルプログラム実習生と収穫



ムクナ豆の鹿式作

●SNS 交流企画「伊予市ここどこでしょう」

伊予市若力隊フェイスブックにて毎週金曜日、「道」をテーマにしたクイズ企画を開始
問題だけでなくリアクション（コメント・いいね）数を増やしオンライン上での交流のハードルを下げる
ための企画

平均リアクション数 57→135 と約 3 倍という結果が出ている。



<https://www.facebook.com/iyoshiikiokashi.01/>

2023 年度 活動報告

担当地域：伊予市全域
活動内容：シティプロモーション
玉川 裕基

○地域活動の参加とネットワーク作り

地域活動や季節のイベントに参加することで地域の誇りや産品を知るとともに、地域方々と関係性を構築した。またシティプロモーション業務で使用する素材として、記録写真を撮影した。



秋海のはな祭りに会社として参加



スタッフとしてなかややま票まつりに参加



中学生職場体験のサポーター



郡中のみなみ夜市で露台を担当



レンコン堀り体験に参加



イヨミモザまつりに参加

○物産フェアでの特産品等のPR活動

市内外で開催される物産フェア等にて伊予市ブランド認定品をはじめとした特産品等をPRした。



愛媛県観光物産協会にてPR



DCMフェアにてPR



東京都港区の特産品フェアにてPR



○ご当地キャラ「ミカンまる」の活動補助

伊予市のご当地キャラである「ミカンまる」の活動の際にサポートし、また公式SNSの投稿用の写真を撮影した。



伊予市のスモモットや特産品、イベント情報などをお知らせ



○シティプロモーション活動

伊予市の魅力を伝えるべく、市内の人気スポットや店舗、活躍している人に取材。令和5年度に新しく開設された伊予市のシティプロモーションサイトやSNSに記事を投稿。またファンミーティングの企画・実行を行った。その他にも愛媛県の情報発信プロジェクトチームとして、伊予市の飲食店を取材して「えひめのまじめし」サイトに記事を掲載した。



市内の魅力あるお店や人を取材してシティプロモーションサイトへ記事を掲載



市内の飲食店を取材して「えひめのまじめし」サイトに記事を掲載



季節毎の風景やスポットを撮影してSNSにて紹介



いよしファンミーティングの企画



ヒノポリラジオに出演

みどり通信

第1号

翠地区アンケート結果報告会、意見交換会を開催



11月21日、翠小学校つなチームで、令和5年度翠地区集落実態調査報告と意見交換会を開催しました。

翠地区のすばらしいところをみんなで意見交換・共有

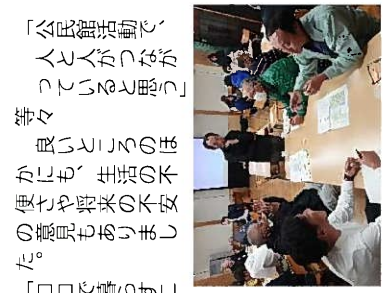
地域の方々16人と、市職員・集落支援員・協力隊員が、翠地区の良いところについて意見交換を行いました。最初は緊張をためて何を話していいのかが探り合いの時間もありましたが、今年の4月から地域おこし協力隊として着任した山田隊員が、「翠地区の岩々しい山が好き」と、みんなが思ってもいなかった発言もあり、次第に場の空気が和やかになりました。

グループに分かれた意見交換では、「一度、翠地区から出た時、故郷の海のある景色の良さを再認識した」「自然を工夫して遊べるのが良い」「ここで生まれ、ここで育ったから、何か良いか分からないが、良いからここに住んでいるんだと思う」「道路・水道・交通手段・光ファイバーなど、生活基盤の整備が最低限必要」「今は誰からのつながりで地域が何とか成り立っているが、今後どうなるか分からない」

■翠地区人口推移

	昭和30年	平成15年	令和5年
三島	188	102	59
岡	227	123	56
日尾野	171	88	54
粒野	412	121	66
犬寄		34	21
東峰		42	23
高見	124	71	44
興大栄	129	8	1
大栄	286	103	51
久保	322	187	132
岡谷	374	283	161
合計	2,233	1,162	668

翠地区の人口は、668人(岡谷を含む)。20年前と比べると494人(約43%)の人口が減っています。「人口が減ったら何が問題なの?」「人口が減るって悪いこと?」「生きがいを持って暮らすために、今、これから、何をしたらいいの?」など、人が減っても、住んでいる方々が、生きがいをもって暮らすためにはどうすればよいか、地域の方々と行政がいつしよに考えていくために開催しました。

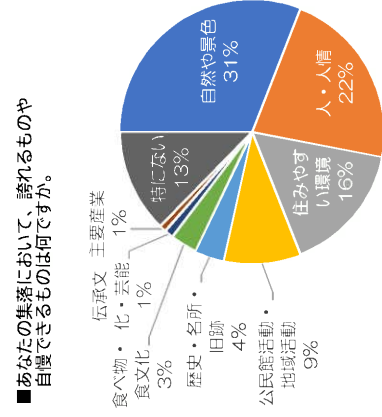


「公民館活動で、人と人がつながっていると思う」
等々
良いところのほかにも、生活の不便さや将来の不安の意見もありました。「ココで暮らす」とは、夢や理想だけでなく心豊かな生活はできないかもしれません。しかし、これからの自分たちの地域を少しでも良くしたいと考えることを止めてしまうと、地域の未来は描けません。

翠地区には、暮る緑、澄んだ風、理想の峰、鎮守の森、二つの川が合流するところに小学校がある。など素敵なところがいっぱいあります。これからの翠地区の道をともに拓いていきたいと思います。(翠小の校歌から言葉を引用しました)

翠地区全員にアンケート調査を実施、回答率37%、ご協力に感謝

5月29日、翠地区の高校生以上を対象にアンケート調査を実施しました。



【小学生の意見】
歩いて行ける所にコンビニエンスストアなどの買い物ができる所を作ってほしい。いつも地域の人が笑っている顔で、楽しい日々が過ごせるような町。

【中学生の意見】
今よりも、もっともっと活気あふれる地域に。観光客が双海に来た時に観光地として訪れてもらえる地域に。

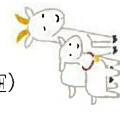
次回の開催テーマは「翠地区であんなこといいな。できたらいいな。」

みなさんの参加をお待ちします！

この会で一番大切にしたいのは、「会話」です。「会って話す」「話すことをみんなが共有」することです。「同じ考えを持つ人とのつながり」や「新たな気づき」が生まれることを期待しています。翠地区に関わりのある方は、どなたでも参加できます。希望する方は、メールか電話でご連絡ください。

《第2回 翠地区意見交換会》
■日時 令和6年1月24日(水) 18:30~
■場所 翠小学校つなチーム
■申し込み ☎089-1986-1111(集落支援員：森田)
✉chiikisousei@city.iyo.lg.jp

(つなやち)
翠地区にはやきが似合うこと勝手に喜んでいます。(聞)



第2回意見交換会で出された意見カード

気になること

県道・市道の整備
道路沿いの草
夜がともる暗い
野生動物の出没
耕作放棄地
管理者がいない田畑
光ファイバー
光テレビ

生活環境(暮らしやすさ、住みやすさ)
移動販売の利用方法
薬局がほしい
カーシェアリング
利用者の数
綿路沿いの剪定
小学校の統合
南屋の撤去

スマホで呼び出すことが
できる交通手段
カーシェアリングへの移動手段
定時に回送する移動手段
合同運動会(地域の大人と子ども)
学区区飲み会(交流会)
みんなが参加するとい
う意義・多世代交流

やってみたいこと

教育(子どもと大人の学びについて)

県小学校の存続
児童養護施設、存続に
はどうか
空き家
県小の特色って何?
高齢化のなか、公民
館活動や学習を今後
どう進めていくか
地域の人と会う機会
が減ってきている

県地区人材バンク作成
小中学生の宿題や学
習の手伝い(学習塾)
県小のための自主的
に動くグループを
地域で!
子供からPCや今
習っている事を教え
てもらいたい
子どもと将来や夢
やっていたことなど話
したい

子どもも意見交換会
に参加させては
学校の先生(大人も)
夜の学校(長期休暇時)
夜の運動会の実施
名所や場所をリスト
アップし広げる。イ
ラストマップ制作
本人も相互のデ
ジタルの教え合い

防災(自然災害に備える)

避難場所が地震事務所
では遠い
自主防災組織が
機能していない
災害時の通信が心配
どんな災害が起こる?
本当に山は崩れないの
(年寄りはいうが...)
危険箇所を見回す
防災の教育してる?

防災食の調査
地域の人みんな
防災訓練
身近なものを使った
応急手当講習
避難所(シミュレーション)
防災マップづくりまし
た。配布OK?
防災センターへ研修



「昔、あちこちにヤギがいたよ」という話を聞きます。
双海町誌によると最盛期には双海町に300頭のヤギが飼育されていたよう
です。ヤギがのんびり草を食べ、その周りに子どもや大人が集まり世間話
をするといった風景が、翠地区に合うと思ってもいいかもしれません。
「ヤギを飼いたいなあ」「飼ってもいいかなあ」と思っている方のご連
絡をお待ちします。(伊予市地域創生課：関木 089-909-6382)
※個人的に、小屋づくりやエサの確保など、できる限りのお手伝いをします。

第2回意見交換会を開催 テーマは「翠地区の気なるこ と、やってみたいこと」

1月24日、翠小学校3階チャイルドで、
第2回意見交換会を開催しました。
「生活環境」「防災」「教育」の3つのカ
テゴリーに分かれ、翠地区の気なることや、
やってみたいことを市議員や地域おこし協力
隊もいっしょに話し合いました。



第2号

発行:地域創生課

〇テーマ:生活環境

道路の整備や管理(雪刈り)、光
ファイバー整備、耕作放棄地や空
き家、薬局・ガリリンスタンド、
移動販売、交通手段など、毎日の
暮らしで気になる項目がいっしょに挙げられま
した。また、住民同士のネットワークをつく
るために、世代を超えた楽しい交流があるこ
と、という意見も出ました。

〇テーマ:防災

避難所の確認、自主防災組織の形骸化、日
頃からの話し合いの重要性、高齢者や要支援
者への手助けや声掛け、危険箇所の確認など、
いざ自然災害が起きた場合の準備などについ
て、気になる話題として意見が出されました。
今後、やってみたい取り組みについて、防災食の
試食会の開催や研修会、応急手当の講習開催、
既に小学校で作成している防災マップの配布
等の話で盛り上がりしました。

〇テーマ:教育

児童数の確保、公民館活動、住民同士の会
う機会の減少、小学校をはじめ翠地区に関わ
る企業との関わりなど、翠小学校の存続と地
域住民の学びの場について話し合いました。

また、子どもから高齢者へ向け、スマホ
教室のような取り組みができるのかなとい
う意見も出ました。

※各テーマごとの意見は要領としてご紹介します。

今回の意見交換会は、「これからの翠地区
が元気になるためには」「翠小学校がずつ
とあればいいな」と漠然と思いつつも、「
何から始めたらいいのかわからない」を、
深掘りするために、具体的に話し合い、見え
る化し、思いを共有すること、翠地区の未
来を「自分ごと」として考えるきっかけつ
くりとして行いました。

次のステップは、「翠地区に対する思い」
を「カタチ」にする。そして、小さなこ
とでもいいから、「まずはやってみる」と。

やってみることで、連帯感が生まれたり、
「次はこうしよう」という動機が生まれたり
することを目指しています。

第3回意見交換会では、①出た意見に対す
る行政の取組等報告②みなさんの意見を基
に「職員が考えた活動の提案」をします。
子ども同伴の参加も歓迎です。

《第3回 翠地区意見交換会》

翠地区に関係のある方は

だれでも参加できます。(お気軽にご参加ください)

■日時 令和6年3月13日(水) 18:30

■場所 翠小学校3階チャイルド

■申し込み

089-1986-1111(集落支

援員:森田)

chiikisousei@city.iyo.lg.jp

みどり通信

第3号
発行:地域創生課

次の提案①～④をもとに、3つのグループに分かれ、話し合いました。

第3回意見交換会を開催『まさは、やってみよう！』

3月13日(水)、翠小学校ランテールムで、これからの翠地区をみんなで考えるための意見交換会を開催しました。

地域住民・集落支援員・市職員・地域おこし協力隊の計22人が参加して、『まさは、やってみよう！』



をテーマに意見を話し合いました。



提案①YORU(夜)の学校

「負担のない活動でいうと取組みやすい」

提案②ちよっと御用聞き

「すぐには難しいが、買物支援から初めて、何でも屋さん、困り事相談のような御用聞きになれば、事業展開としては面白い」
「買物支援だけでなく、自宅の電球を変えるような、ちよっとした支援の取組はどうか」
「買物支援はお金が発生するので難しい」

提案③防災訓練

「3月11日の東日本大震災、1月1日の能登半島地震もあり、関心が高いから防災訓練をしてはどうか」
「防災訓練を1回実施すれば、避難のやり方を考えるきっかけになる」
「災害時のトイレ問題。簡易トイレの使い方」
「災害時にスマホが使えない場合も想定して情報伝達手段が必要」
「運動会の朝に防災訓練をしたらどうか」
「お昼は非常食を食べてもいい」
「訓練を実施することでみんなが集まり、会話や交流が生まれる。参加しやすい防災訓練をしてはどうか」

提案④ホタルの川づくり

「川清掃も防災・減災になる」
「川清掃は6月中旬が良いのではないか」
「翠小の子もたまたまがガイドレール清掃に合わせようの清掃はどうか」
「ヨシの処分はどうする」

その他

「せつかくなら、季節ごとに提案を全部やってみたらどうか」
「最初は負担の少ない活動するのが理想だ」

《今年度の取組を振り返って》

今年度は初めての取組として、小学生以上の翠地区全住民を対象とした集落実態調査の実施とともに、3回の意見交換会を実施しました。

意見交換を重ねることで、参加者の皆さんの意識が「課題を少しでも解決していこう」「翠地区をもっとよくなっていこう」というように高まってきていると感じます。

次年度は、翠地区の未来を一人ひとりが自分ごととして考えるきっかけとして、話し合いで出た意見や思いを少しずつ、形にしたいと考えています。

まさは今回の意見の中で賛同が多かった『防災訓練』と『ホタルの川づくり』を中心に、次回から具体的に話し合っていくことにしています。

これまでの意見交換会で出た意見に対する行政の取組等

『夜が暗い』

「防犯灯設置費補助金」があり、応募区が申請・設置する場合は75%(上限1万5千円)を補助する制度があります。



『野生動物の出没』

JHAの実施する電気柵やワイヤーメッシュ柵の購入に半額が補助されることや、イノシシなどの有害鳥獣について、令和4年度、双海地区の捕獲実績が474頭でした。



『耕作放棄地』

所有者不明の田畑

農地の復旧について、えひめ農林漁業振興機構の遊休農地解消緊急対策事業で10アール430000円の支援金を活用できる場合があります。

耕作放棄地の面積			
地区	筆数	面積(ha)	
市全体	19,900	2,075	
双海地区	8,077	763	

『光アライバ！光アライ』

令和6年12月に双海地区全域がエリアになります。また、スマホ教室などは随時実施予定です。



『廃屋の撤去』

老朽危険空き家除却事業補助金(除却工事費の4/5以内で上限80万円の制度)があります。また、令和4年度は12件8731000円の実績がありました。

『避難所はどう？』

翠地区周辺周辺の避難所			
施設名	地震	津波	高潮
トレンセン(双海地域事務所裏)	○	○	○
双海中学校	○	○	○
翠小学校	○	○	○
双海タナヅバ			
長沢体育館	×	○	○
福祉避難所			
			○



中山町佐礼合のコープのテイクアウトと豆を販売している農田家のテイクアウト、地域おこし協力隊の玉ちゃん。
おとなしいテイクアウトは、地域の人気者。
内子町にはかわいいヤギがいる牧場もあるそうです。
いっしょに訪問してみたい方、絶賛募集中です。

《第4回 翠地区意見交換会》

翠地区に関係のある方はだれでも参加できます。(おこし1回)

翠地区を少しでも住みやすい地域にするため、対話しながら小さな活動をまさはやってみようという会です。

参加希望者はお気軽に連絡ください。

■日時 令和6年4月24日(水) 18:30～

■場所 翠小学校ランテールム

■申し込み

☎089-988-1111

(集落支援員: 森田)

✉chiikisousei@city.iyo.lg.jp

事務事業名

人権擁護委員事業

別添資料（該当するものに●）

- ☐ 位置図（施設の場所、作業場所など）
- ☐ パンフレット
- ☒ 国や県等が出している参考資料
- ☒ 独自に作成した概要説明資料
- ☐ 関連事業・類似事業の事務事業評価シート
- ☒ その他

人権擁護委員パンフレット_令和5年12月発行

- ☐ 特になし

参考データ（該当するものに●）

- ☒ 伊予市ホームページ

検索ワード

人権擁護委員

- ☒ その他参考となるホームページ

検索ワード

法務省 人権擁護委員

2 人権擁護委員法

(昭和24年法律第139号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置き、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて人権の擁護に遺漏なきを期することを目的とする。

(委員の使命)

第二条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。

(委員の設置区域)

第三条 人権擁護委員は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に置くものとする。

(委員の定数)

第四条 人権擁護委員の定数は、全国を通じて二万人を越えないものとする。

第五条 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その土地の人口、経済、文化その他の事情を考慮し、法務大臣が定める。

第六条 法務大臣は、前項の都道府県人権擁護委員連合会は、前項の人権擁護委員の定数につき、法務大臣に意見を述べることができる。

(委員の性格)

第七条 人権擁護委員には、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）は、適用されない。

(委員の推薦及び委嘱)

第八条 人権擁護委員の推薦は、法務大臣が委嘱する。

第九条 前項の法務大臣（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第十六条第二項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第五項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行われなければならない。

第十条 市町村長は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格見解が高く、広く社会の美情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わるとし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第十一条 法務大臣は、市町村長が推薦した候補者を推薦し、かつ、併明の機会が与えられた後でなければ行ふことができる。

第十二条 市町村長は、市町村長が各都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに、人権擁護委員協議会を組織する。

第十三条 都道府県人権擁護委員連合会及び都道府県人権擁護委員連合会を組織する。但し、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

第十四条 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第七條第一項第四号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されない。

第十五条 法務大臣は、人権擁護委員を委嘱したときは、当該人権擁護委員に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦し、かつ、併明の機会が与えられた後でなければ行ふことができる。

第十六条 市町村長は、法務大臣から求められたときは、前項の措置に協力しなければならない。

(委員の欠格条項)

第十七条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

第一号 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

第二号 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者

第三号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下になつた政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第四号 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至つたときは、当然失職する。

(委員の給与)

第十八条 人権擁護委員には、給与を支給しないものとする。

第十九条 人権擁護委員は、政令の定めるところにより、予算の範囲内で、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

(委員の任期)

第二十条 人権擁護委員の任期は、三年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

(委員の職務執行区域)

第二十一条 人権擁護委員は、その者の置かれている市町村の区域内において、職務を行うものとする。但し、必要がある場合には、その区域外においても、職務を行うことができる。

(委員の職務)

第二十二条 人権擁護委員の職務は、左の通りとする。

第一号 自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝をなすこと。

第二号 民間における人権擁護運動の助長に努めること。

第三号 人権侵害事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。

第四号 貧困者に対し訴訟援助その他のその人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。

第五号 その他人権の擁護に努めること。

(委員の服務)

第二十三条 人権擁護委員は、その使命を自覺し、常に人格議員の向上とその職務を行う上に必要な法律上の知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもつてその職務を遂行しなければならない。

第二十四条 人権擁護委員は、その職務を執行するに当つては、関係者の身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別的又は優先的な取扱をしてはならない。

第二十五条 人権擁護委員は、その職務上の地位又はその職務の執行を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

第二十六条 人権擁護委員は、その職務を公正に行うのにふさわしくない事業を営み、又はそのような事業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員となつてはならない。

(委員の監督)

第二十七条 人権擁護委員は、職務に関して、法務大臣の指揮監督を受ける。

(委員の解嘱)

第二十八条 法務大臣は、人権擁護委員が、左の各号の一に該当するに至つたときは、関係都道府県人権擁護委員連合会の意見を聞き、これを解嘱することができる。

第一号 職務上の職務に違反し、又は職務を怠つた場合

第二号 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

第三号 人権擁護委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

第四号 前項の規定による解嘱は、当該人権擁護委員に、解嘱の理由が説明され、且つ、弁明の機会が与えられた後でなければ行ふことができる。

(協議会、連合会及び全国連合会)

第二十九条 人権擁護委員協議会は、法務大臣が各都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに、人権擁護委員協議会を組織する。

第三十条 都道府県人権擁護委員協議会は、都道府県ごとに都道府県人権擁護委員連合会を組織する。但し、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

第三十一条 全国の都道府県人権擁護委員連合会は、全国人権擁護委員連合会を組織する。

(協議会の任務)

第三十二条 人権擁護委員協議会の任務は、左の通りとする。

第一号 人権擁護委員の職務に関する連絡及び調整をすること。

第二号 人権擁護委員の職務に關し必要な資料及び情報の収集をすること。

第三号 人権擁護委員の職務に關する研究及び意見の発表をすること。

第四号 人権擁護委員の職務に關する研究及び意見の発表をすること。

第五号 その他人権擁護委員協議会に必要と認めらるる事項を行うこと。

第六号 人権擁護委員協議会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を当該都道府県人権擁護委員連合会に報告しなければならない。

(連合会の任務)

第三十三条 都道府県人権擁護委員連合会の任務は、左の通りとする。

第一号 人権擁護委員協議会の任務に關する連絡及び調整をすること。

第二号 人権擁護委員の職務に關し必要な資料及び情報の収集をすること。

第三号 人権擁護委員の職務に關する研究及び意見の発表をすること。

第四号 人権擁護委員の職務に關する研究及び意見の発表をすること。

第五号 その他人権擁護委員協議会に必要と認めらるる事項を行うこと。

第六号 都道府県人権擁護委員連合会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を法務大臣に報告しなければならない。

(全国連合会の任務)

第三十四条 全国人権擁護委員連合会の任務は、左の通りとする。

第一号 都道府県人権擁護委員連合会の任務に關する連絡及び調整をすること。

- 二 人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集をすること。
 - 三 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表をすること。
 - 四 人権擁護上必要がある場合に、関係機関に対し意見を述べること。
 - 五 2 その他人権擁護委員連合会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を法務大臣に報告しなければならない。
- (委員の表彰)
- 第十九条 法務大臣は、人権擁護委員、人権擁護委員協議会、都道府県人権擁護委員連合会又は全国人権擁護委員連合会が、職務上特別な功労があると認めるときは、これを表彰し、その業績を一般に周知せしめることに意を用いなければならない。
- 第二十条 この法律の実施のための手続、その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

伊予市人権擁護委員名簿(任期3年)

R6.7.1 時点意思確認

	氏 名	生年月日	住 所	就任年月日	任期満了	備 考
1	かわなか としあき 川中 敏明			H31. 1. 1	R3. 12. 31	(南山崎)
				R4. 1. 1	R6. 12. 31	2 期目
						継続
2	すみだ ひでひさ 隅田 英久			R3. 1. 1	R5. 12. 31	(北山崎)
				R6. 1. 1	R8. 12. 31	2 期目
3	きたむら しのぶ 北村 忍			R2. 7. 1	R5. 6. 30	(郡中)
				R5. 7. 1	R8. 6. 30	2 期目
4	やまぐち と し 山口 斗志			R6. 1. 1	R8. 12. 31	(郡中)
						1 期目
5	ひ の 日野 ゆかり			H29. 7. 1	R2. 6. 30	(南伊予)
				R2. 7. 1	R5. 6. 30	3 期目
				R5. 7. 1	R8. 6. 30	
6	く ぼ もとひで 久保 元英			H27. 1. 1	H29. 12. 31	(中山)
				H30. 1. 1	R2. 12. 31	4 期目
				R3. 1. 1	R5. 12. 31	
				R6. 1. 1	R8. 12. 31	
7	たまい こうけん 玉井 光憲			H28. 1. 1	H30. 12. 31	(中山)
				H31. 1. 1	R3. 12. 31	3 期目
				R4. 1. 1	R6. 12. 31	
8	たけち ながこ 武智 修子			H31. 1. 1	R3. 12. 31	(上灘)
				R4. 1. 1	R6. 12. 31	2 期目
9	やまだ ち か こ 山田 智香子			H31. 1. 1	R3. 12. 31	(下灘)
				R4. 1. 1	R6. 12. 31	2 期目

人権擁護委員活動の活性化を図る観点から次に掲げる年齢制限を設ける。ただし、候補者に選定しようとする者の経歴、社会活動への意欲及び健康状態に鑑み、活発な活動が期待できる場合は、この限りでない。ア 新任の候補者：68 歳以下の者 / イ 再任の候補者：75 歳未満の者

月	日	曜日	時間	内 容	場 所	担当委員	報告書責任者
	6	木	10:00～12:00	松山協議会 常務委員会	法務局	川中・山田	
4	20	木	13:00～16:00	特設人権相談	IYO夢みらい館 中山地域事務所 双海地域事務所	北村・川中 玉井・久保 武智・山田	担当委員 担当委員 担当委員
	14	金	15:00～16:30	第1回伊予部会 研修「高齢者の人権について」 講師:在宅介護研修センター 金田由美子	伊予市役所2F会議室	全員	部会長
	21	金	13:00～15:30	松山協議会 総会	松山市男女共同参画セ	山田・武智・川中・北村	
	30	日	10:00～13:00	愛媛県人権教育協議会伊予支部総会	文化ホール	隅田・川中	
5	18	木	13:00～16:00	特設人権相談	IYO夢みらい館	日野・隅田	担当委員
	24	水	10:30～16:00	県人権擁護委員連合会総会	松山市総合コミュニティセンター	久保・川中・山田・武智	
	5月末から6月上旬			学校訪問	各地区担当	全員	各自
6	1	木	13:00～16:00	人権擁護委員の日 特設人権相談	IYO夢みらい館 中山地域事務所 下瀬コミュニティセンター	北村・日野・隅田 玉井・久保 武智・川中	担当委員 担当委員 担当委員
	10	土	18:30～	夜市 街頭人権啓発活動	瀬町商店街	隅田・川中・武智・北村・玉井	部会長
	12～13			四国地区人権教育研究大会	徳島県	山田	
7	20	木	13:00～16:00	特設人権相談	IYO夢みらい館	隅田・北村	担当委員
	17	木	13:00～16:00	特設人権相談	IYO夢みらい館	日野・北村	担当委員
8	23日(水)～29日(火)			子ども人権相談 3人	法務局	子ども委員	
	8	金	15:00～	第2回伊予部会	伊予市役所2F会議室	7名	部会長
9	21	木	13:00～16:00	特設人権相談	IYO夢みらい館 中山地域事務所 双海地域事務所	川中・隅田 玉井・久保 武智・山田	担当委員 担当委員 担当委員
	23	土	11:30～	中山栗まつり	中山野外音楽堂広場	玉井・久保・日野・川中	中山地区委員
	17	日	11:00～15:00	愛媛県ふれあいフェスティバル	エミフルMASAKI	川中	
	10	火	13:40～	人権の花受け渡し式	翠小学校	山田・武智・玉井・日野・隅田	担当委員
10	19	木	13:00～16:00	特設人権相談	IYO夢みらい館	北村・川中	担当委員
	31	火	9:00～16:00	中予地区人権同和教育研究大会	砥部町	玉井	
11	3	金	11:30～	下瀬地区公民館まつり 啓発活動	下瀬コミュニティセンター	武智・山田・北村・隅田	双海地区委員
	7	火	9:00～16:00	愛媛県人権・同和教育研究大会	松山県民文化会館	隅田	
	24	金	～26 日	全国人権同和教育研究大会	兵庫県他	日野	
	16	木	13:00～16:00	特設人権相談	IYO夢みらい館	川中・隅田	担当委員
	24	金	10:00～16:00	松山協議会 委員研修会	法務局	川中・武智・山田・久保・隅田	
	15日(水)～21日(火)			女性の人権ホットライン電話相談	法務局	男女委員(日野)	
	27	月	13:10～	人権の花 贈呈式	翠小学校	山田・武智・北村・久保	双海地区委員
	30日(水)～12月9日(金)			学校訪問	各担当地区	全員	各自
	6	水	10:20～11:05	人権教室	下瀬小学校	武智・川中	担当委員
	10	日	10:30～12:30	人権作文表彰事業	松前総合文化セ	武智・川中	
12	21	木	13:00～16:00	特設人権相談	IYO夢みらい館 中山地域事務所 下瀬コミュニティセンター	隅田・日野 玉井・久保 武智・山田	担当委員 担当委員 担当委員
	1	木	13:00～16:00	特設人権相談	IYO夢みらい館	川中・日野	担当委員
	9	金	15:30～17:00	第3回伊予部会	伊予市役所3F庁議室	全員	部会長
2	15	木	13:00～16:00	特設人権相談	IYO夢みらい館 中山地域事務所 双海地域事務所	北村・隅田 玉井・久保 武智・山田	担当委員 担当委員 担当委員
	28	水		市人権擁護委員現地研修会(高知市)		全員	

月	日	曜日	時 間	内 容	場 所	担当委員
3	18	月	13:00～15:00	常務委員会	法務局	川中・山田
	21	木	13:00～16:00	特設人権相談	IYO夢みらい館	日野・北村
			4月7日	企業人権研修(市職員)	伊予市役所4F	企業人権啓発委
			未定	高齢者福祉施設 特設人権相談 ※コロナ対応中止	未定	高齢・障がい委
			6月22日	デートDV防止出前講座	伊予農業高校	男女委員
通年行事・会合						
毎月			第1水曜の次の金曜日	松山協議会 事務局会議	法務局	事務局
6/22・11/13・2/13				子ども人権委員会	法務局	
5/16・10/17・2/20				男女共同参画委員会	法務局	
8/22・11/14・2/21				高齢者・障がい者人権委員会	法務局	
8/18・11/15・1/17				同和問題委員会	法務局	
7/13・10/13・1/10				企業との連携推進委員会	法務局	
市内 人権 研修						
6/12・8/4・10/5・12/5・2/5				オピニオンリーダー養成講座	伊予市役所4F	
6月～11月				人権啓発土曜講座	ウェルピア伊予ほか	
7/11～2/20				扶桑会館 人権教育講座	扶桑会館	各自

予定される活動

【伊予部会】

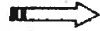
人権啓発打合せ
各専門委員会の独自活動

【松協・県連】

各専門委員会(年間3～5回) (同和・子ども・男女・高齢者・
常務委員会(年間2～3回))

報告責任者は ① 前月に承認願依頼書 ②職務執行結果報告書 ③ 会議等結果報告

3点セットになっています(別紙資料)



①・②は必須ですが③は努力義務

①・②が実費弁償金の算定根拠になります

地区別 *伊予 (川中・日野・隅田・北村)(山口1/1から)
*中山 (玉井・久保)
*双海 (武智・山田)

専門委員別 *子ども (川中・武智・北村)
*男女 (久保・日野)
*同和 (山田)
*高齢者 (玉井・隅田)
*企業連携 (北村)

選出役員

部会長 (川中敏明) 副部会長(山田)

常務委員2名 (川中敏明)(山田智香)

法務局 常駐相談

月 川中敏明

火 武智修子

水 久保元英

木 山田智香子

金 日野ゆかり

月 隅田英久

火 北村忍

無料相談 お気軽にご相談ください

人権相談

6月3日(月)、13:00~16:00
 ⑤ IYO夢みらい館、中山地域事務所、
 下灘コミュニティセンター
 相談担当者:人権擁護委員
 ⑤ 福祉課 ☎982-7330(直通)

弁護士・行政書士・税理士相談

13:30~16:00
 ※行政書士相談は2日前まで、その他は前
 日までに予約が必要です。
 ○第1・3水曜日:弁護士相談
 ○第2金曜日:行政書士相談
 ○第2・4火曜日:税理士相談
 ⑤ 伊予市社会福祉協議会 ☎982-
 0393

行政相談

6月21日(金)、10:00~13:00
 伊予地域:高橋久美子さん
 ⑤ 伊予市役所
 6月11日(火)、9:00~12:00
 中山地域:宮田昭典さん
 ⑤ 中山地域事務所
 双海地域:山口隆義さん
 ⑤ 慶徳寺
 ⑤ 総務課 ☎909-6380(直通)

子どもに関することやDVなどの相談

月~金曜日、8:30~17:00
 相談先:こども家庭センター ☎989-
 6226、☎080-2974-4580

介護相談(高齢者相談窓口)

相談先:伊予市地域包括支援センター
 ☎909-6260、なかやま幸梅園 ☎
 967-0300、双海夕なぎ荘 ☎986-
 0131

福祉まるごと相談窓口

福祉に関することで、相談先が分から
 ないときにご相談ください。
 月~金曜日、8:30~17:00
 ⑤ 伊予市役所1階 福祉課 ☎982-
 7330(直通)

不動産相談

6月10日(月)、13:00~15:00
 ⑤ 松前町役場
 ⑤ 伊予宅建協会 ☎984-7000

募集

「愛顔感動ものがたり」 作品募集

●内容 愛顔あふれるエピソード、写真、映像を募集します。優秀作品には賞金を贈呈します。
 ●応募期限 9月20日(金)
 ※映像部門は11月30日(土)
 ※応募方法など詳しくは、県ホームページをご確認ください。
 ⑤ 県文化振興課(☎9471-5480)



▲詳しくはこちら

JICA海外協力隊

●内容 開発途上国で人づくり国づくりに参加できるボランティアを募集します。
 ●応募資格 20~69歳の日本国籍を有する人
 ●応募期限 7月1日(月)
 ※応募方法など詳しくは、JICA海外協力隊ホームページをご確認ください。
 ⑤ JICA海外協力隊募集事務局(☎045141018922)



▲詳しくはこちら

知事とみんなの愛顔で トークの傍聴者

●内容 知事が地域住民と気軽に意見交換を行う「知事とみんなの愛顔でトーク」の傍聴者を募集します。
 ●日時 7月16日(火)、14時30分~17時
 ●場所 伊予市役所4階
 ●定員 50人(先着順)
 ●申込期限 7月10日(水)
 ※申し込み方法など詳しくは、県ホームページをご確認ください。
 ⑤ 県中予地方局地域政策課(☎90918751)

唐川びわウィーク

新鮮な唐川びわを生産農家が直売します。



■日程 6月1日(土)~23日(日)

■場所 各生産者直売所

※販売日時や、単価、郵送対応などは生産者ごとに異なります。

※詳しくは、伊予市ホームページをご確認ください。

■問い合わせ 上唐川区長・影岡尚見さん(☎090-7785-1588)、下唐川区長・菊澤偉互さん(☎090-4339-5516)



▲詳しくはこちら

様式第7号(第12条関係)
令和5年度人権啓発活動実施報告書
1 市町名 伊予市

2 主管部局課名及び担当者氏名 久保 富美
市民福祉部福祉課

3 実施状況
(6) 地域人権啓発活動活性化事業(人権の花運動)

①実施年月日	① 令和5年10月10日 ～ 令和5年11月27日
②事業名	② 人権の花運動
③事業の概要	③ 市内小学校1校を対象に実施。小学生が人権の花(ピオラ・ストック等)を栽培し、校区内の各所(福祉施設など)へ贈呈。生命を大切に育てる姿勢を学び、日頃からお世話になっている地域社会へ感謝の気持ちを表すことを通じて、人権意識の高揚を図った。
④対象者	④ 伊予市立翠小学校 全校生徒
⑤参加人員	⑤ 21人
⑥効果検証結果報告	⑥ アンケート実施 アンケート対象：参加児童 アンケート回収率：100% (21/21) アンケートを実施したところ、「人権の花を育ててみて、人権についての関心や理解は深まりましたか。」との問いに対して、「深まった」が67%、「まあ深まった」の回答が33%であった。この結果から、当運動によって人権に対する関心や理解を深める効果があったと認められる。今後も活動を継続し、人権意識を高めていく必要がある。 また、参加教員から、人権擁護委員からの人権についての話がありあなたがたなどの感想があったので、花運動受渡式の前の説明は続けていきたい。
⑦ その他	⑦ なし

(備考) 効果検証結果報告等の資料を添付すること。

令和5年度伊予市人権の花運動(人権啓発活動地方委託事業)

実施校：伊予市立翠小学校

【花苗の受渡式】

実施日 令和5年10月10日(火)
実施場所 翠小学校 玄関
参加者 翠小学校 全校生徒21人、教員
人権擁護委員、市職員



【花の贈呈式】

実施日 令和5年11月27日(月)
贈呈先 翠小学校区及び上瀬保育所、双海シーサイド公園等、上瀬地区
参加者 翠小学校 生徒21人、教員
人権擁護委員、市職員

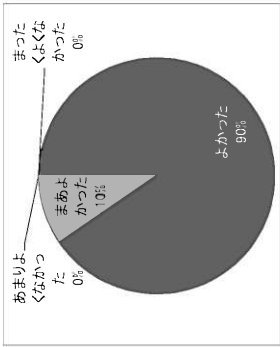


人権の花運動に関するアンケート集計結果

【回答者：伊予市立翠小学校児童21人】

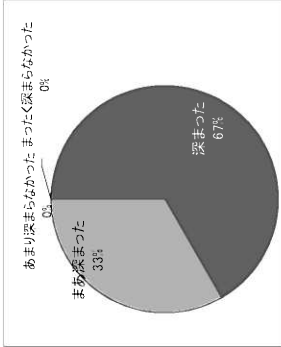
【問1】人権の花を育ててみてどうでしたか。

回答	選択肢	回答数
A1	よかった	19
A2	まあよかった	2
A3	あまりよくなかった	0
A4	まったくよくなかった	0
	計	21



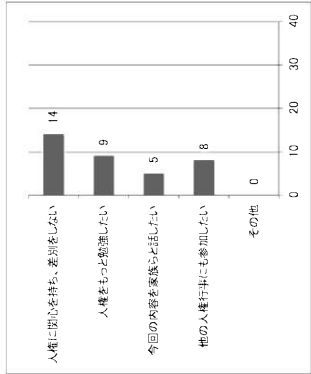
【問2】人権の花を育ててみて、人権についての関心や理解は深まりましたか。

回答	選択肢	回答数
A1	深まった	14
A2	まあ深まった	7
A3	あまり深まらなかった	0
A4	まったく深まらなかった	0
	計	21



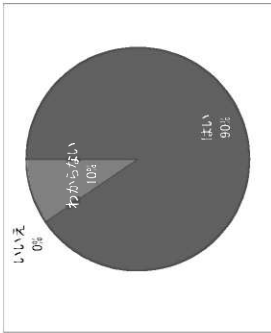
【問3】人権の花運動に取り組んで、何かやってみたいと思いますか。(複数回答可)

回答	選択肢	回答数
A1	人権に関心を持ち、差別をしない	14
A2	人権をもっと勉強したい	9
A3	今回の内容を家族と話したい	5
A4	他の人権行事にも参加したい	8
A5	その他	0
	計	36



【問4】また人権の花を育ててみたいですか。

回答	選択肢	回答数
A1	はい	19
A2	いいえ	0
A3	わからない	2
	計	21



【問5】人権の花運動を終えてのご意見・ご感想をお書きください。(一部掲載)

<児童>

人権に関心をもって男女差別などをしなないようにしたいと思った。

なんでもがんばってお世話をしたり、育てれば美しいものになるんだと分かりました。人権の花が一つ一つちがうように、個性だってどれだけちがっていてもいいんだと再認識しました。

人権のことで、深く考えられる素晴らしい活動で、またやる機会があったら参加したいです。

人権の花運動をしたことで、人権についての理解がより深まることもできまし、学校のみんなと協力して花を育てることができました。

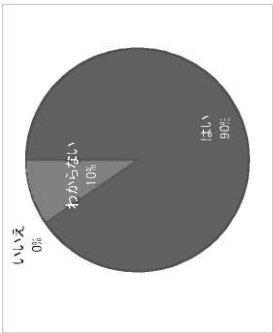
人権のことで関心をもてたのでよかったです。

人権の花を育てて生き物をたいせつにする力が身についた。人権にかんしんを持って、今度から友達を大切にしていきたい。

初めて人権の花を育てたので、この花は何だろうと思っていました。だけど、あとから友達に教えてもらって意味が分かりました。人権の花をまた育ててみたいです。

【問4】また人権の花を育ててみたいですか。

回答	選択肢	回答数
A1	はい	19
A2	いいえ	0
A3	わからない	2
	計	21



【問5】人権の花運動を終えてのご意見・ご感想をお書きください。（一部掲載）

＜児童＞	
人権に関心をもって男女差別などをしないうにしたいと思った。	
なんでもがんばってお世話をしたり、育てれば美しいものになるんだと分かりました。人権の花が一つ一つちがうように、個性だっただけじゃなくていいんだと再認識しました。	
人権のことについて、深く考えられるすばらしい活動で、またやる機会があったら参加したいです。	
人権の花運動をしたことで、人権についての理解がより深まることもできまし、学校のみんなと協力して花を育てることができました。	
人権のことについて関心をもてたのでよかったです。	
人権の花を育てて生き物をたいせつにする力が身についた。人権にかんしんを持って、今度から友達を大切にしていきたい。	
初めて人権の花を育てたので、この花は何だろうと思いました。だけど、あとから友達に教えてもらって意味が分かりました。人権の花をまた育ててみたいです。	
＜教員＞	
人権擁護委員さんのお話があったです。地域の事業所等で、今も大切に育てていただいている様子を有難く思うとともに、そのことを感じることで子供たちのさらなる成長につながっています。大変お世話になりました。ありがとうございました。	
人権の花運動をして、子供たちも教職員も人権への関心が高まりました。育てた花を贈るという使命感で、大事に花を育てる事ができました。	
誰かに届けるという気持ちで花の世話を続けることができていました。花を手渡す際には、喜んでらっている様子が伝わってきて子どもたちもうれしそうでした。	
子供たちにとって、人権について考えるとても貴重な機会となった。	

事務事業名 (介保)在宅高齢者家族介護手当支給事業

別添資料（該当するものに●）

- ☐ 位置図（施設の場所、作業場所など）
- ☐ パンフレット
- ☐ 国や県等が出している参考資料
- ☒ 独自に作成した概要説明資料
- ☐ 関連事業・類似事業の事務事業評価シート
- ☐ その他

- ☐ 特になし

参考データ（該当するものに●）

- ☒ 伊予市ホームページ

検索ワード

在宅高齢者家族介護手当

- ☐ その他参考となるホームページ

検索ワード

伊予市在宅高齢者家族介護手当支給事業実施要綱

平成28年7月20日
告示第120号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険のサービスを利用せずに、在宅の重度の要介護高齢者（以下「要介護者」という。）を常時介護している者（以下「介護者」という。）に対し、伊予市在宅高齢者家族介護手当（以下「手当」という。）を支給することで、在宅生活を支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「要介護者」とは、65歳以上の在宅の高齢者であって、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定において、要介護4又は5である者をいう。

(支給対象者)

第3条 手当の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての条件を満たす介護者とする。ただし、当該介護者が2人以上いる場合は、主たる介護者1人を支給対象者とする。

- (1) 要介護者が、介護保険サービス（7日以内の短期入所生活介護又は短期入所療養介護の利用は除く。）を受けていない期間（以下「対象期間」という。）を継続して1年間有していること。この場合において、対象期間を算定するに当たり医療機関等に入院した期間は算入しないものとする。
- (2) 対象期間において、要介護者と同一世帯であること。
- (3) 対象期間において、市民税非課税世帯であること。
- (4) 介護者及び要介護者に介護保険料の滞納がないこと。

(支給算定期間)

第4条 手当の支給算定期間は、前条第1号に規定する1年間とし、対象期間が継続している場合は前回支給された支給算定期間の末日の翌日から1年間とする。

(手当の額)

第5条 手当の額は、要介護者1人につき年額60,000円とする。ただし、支給算定期間において、改正前の伊予市在宅高齢者家族介護手当支給事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定による手当を受給している場合は、当該手当の支給額を差し引いた額とする。

(支給申請)

第6条 手当の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、伊予市在宅高齢者家族介護手当支給申請書（様式第1号）を、支給対象期間の満了日の翌日から1年以内に市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要な調査を行い、適否を決定し、伊予市在宅高齢者家族介護手当支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、前条の規定により支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の支給決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、支給決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反したと認められるとき。

(3) その他市長が手当の支給が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により手当の支給決定を取り消す場合は、伊予市在宅高齢者家族介護手当支給取消通知書（様式第3号）により支給決定者に通知するものとする。この場合において、既に支給されている手当があるときは、伊予市在宅高齢者家族介護手当返還請求書（様式第4号）により、その全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡及び担保の禁止)

第9条 手当を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することができない。

(受付簿)

第10条 市長は、伊予市在宅高齢者家族介護手当支給申請受付簿（様式第5号）を備え付け、当該申請の状況を適切に管理しておくものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

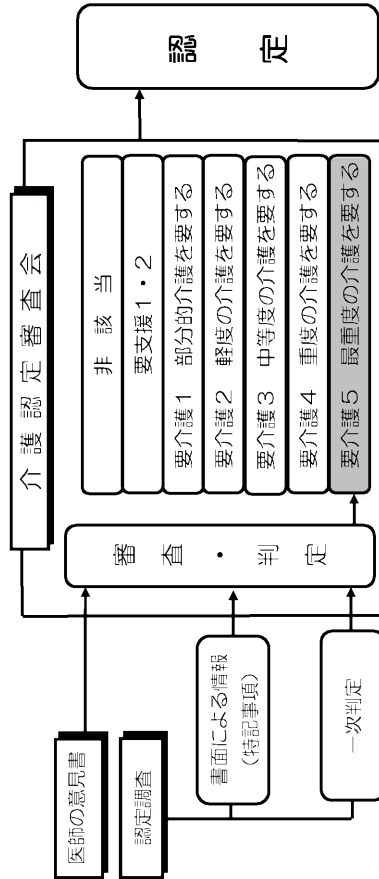
1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前までに旧要綱の規定に基づき手当の支給決定を受けた者の手当で、未支給のものの支給については、なお従前の例による。

要介護認定の結果をお知らせします

あなたは、**要介護5**と認定されました。



○一次判定は、認定調査の結果を基に、コンピュータによって、どの程度の介護の期間がかかるかを推計するものです。認定審査会では、この結果を原案として、医師の意見書や調査員の書面による情報をもとに、審査判定を行います。

★施設に入所（入院）の申込みをすることもできます。

《ただし、各施設の入所判定基準に基づき、入所が決定されます。》

- 特別養護老人ホーム（常に介護が必要な方のお世話をする施設）
- 老人保健施設（病状の安定している方がリハビリ等を行う施設）
- 介護医療院（療養上の看護や介護等を行う医療施設）

★特定施設の入所の申込みをすることもできます。

○グループホーム

（安定状態にある認知症の方が少人数で共同生活し、日常生活上のお世話や機能訓練を受けることができます。）

○有料老人ホーム・軽費老人ホーム

（身体介護や相談等の日常生活上のお世話や機能訓練等を受けることができます。）



介護認定には有効期間があります。有効期間を確認して、介護サービスを利用してください。有効期間満了後も引き続き介護サービスを利用する場合は、更新申請を行ってください。更新申請は、有効期間満了日の60日前からできます。

要介護5（最重度の介護を要する状態）とは？

- ① みだしなみや居室の掃除などの身の回りの世話がほとんどできない。
- ② 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作がほとんどできない。
- ③ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作がほとんどできない。
- ④ 排泄や食事がほとんどできない。
- ⑤ 多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。

などの方が含まれる状態です。

○ここに示した状態は、要介護5の方の平均的な状態で、あなたに必要なサービスの必要度が、ここに示した状態の方と同程度であることを示しているものではありませんので、ご注意ください。

要介護5の高齢者等を在宅で介護されているご家族様へお知らせ

伊予市では、介護保険のサービスとは別に以下のサービスを行っています。

- ①介護用品の支給…紙おむつ・尿取りパットを支給します。（1か月5,000円まで）
- ②介護手当の支給…年額60,000円を支給します。

《支給対象者》 次の全てに該当する方です

介護用品・介護手当

- 伊予市に住み登録されている方
 - 要介護5の要介護者を自宅で介護している方（介護者）
 - 介護者と同一世帯で、住民税非課税世帯の方
 - 介護者及び要介護者に滞納がないこと
- 介護手当
- 要介護者が65歳以上の方
 - 介護保険のサービスを受けていない期間が継続して1年間あること（医療機関に入院した期間は含まれません）

《申請に必要なもの》

申請時には、要介護者の介護保険被保険者証を（介護手当は介護者名義の通帳も）お持ちください。介護用品は申請のあった月分から支給します。介護手当は対象期間満了後に申請、1年分をまとめて支給します。

＜お問い合わせ＞

伊予市役所 長寿介護課 982-1117（直通）

中山地域事務所 967-1111

双海地域事務所 986-1111

○同封している介護保険被保険証の要介護度及び認定有効期間等を確認の上、施設サービス利用の方に関しては施設職員の方に、在宅サービス利用の方に関しては担当ケアマネージャーさんにお知らせ下さい。またこの保険証は大切ですので、紛失しないようご注意ください。

事務事業名

児童センター運営事業

別添資料（該当するものに●）

- 位置図（施設の場所、作業場所など）
- パンフレット
- 国や県等が出している参考資料
- 独自に作成した概要説明資料
- 関連事業・類似事業の事務事業評価シート
- その他

みんくる通信

- 特になし

参考データ（該当するものに●）

- 伊予市ホームページ

検索ワード

伊予市児童センター みんくる

- その他参考となるホームページ

検索ワード

伊予市児童センター みんくる <http://www.iyo-minkuru.jp/>



伊予市児童センター「みんくる」

放課後等における児童の居場所事業の区分について

事業名	対象	利用登録	利用料金	概 要
児童センター 「みんくる」	市内外の児童、 子育て中の保護者	不要	無料	児童館の機能に加えて、運動を含めた遊びを通じての体力増進を図る設備を有するほか、中高生等に向けた健全育成支援にも積極的に関わる施設。 市内に1ヶ所（北山崎小学校区） 利用者は自由に来て自由に帰る
児童館 「あすなろ」	主に設置地区（郡中小校区） の児童・保護者	不要	無料	小地域（本市では小学校区）を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするなどにより、児童の健全育成に資する施設。 市内に1ヶ所（郡中小校区） 利用者は自由に来て自由に帰る
放課後児童クラブ	主に共働き家庭等の児童	必要	有料	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 公立 8 施設（校区ごとに設置：11支援単位） 私立 6 施設（7 支援単位） 予定に従って利活用し、保護者の迎えにより帰宅する。